＜所定疾患施設療養費Ⅱについて＞

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されます。当施設でも入所者の方の健康管理の為に今後も所定疾患施設療養費Ⅱを適切に算定し、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費Ⅱの算定状況を公表いたします。

＜算定要件＞

1. 所定疾患施設療養費Ⅱの対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

   ・肺炎　　・尿路感染症　　・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）

   ※ 入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

   ※ 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

   ※ 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
3. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

   公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。

＜平成30年度　所定疾患施設療養費算定状況＞

利用月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
算定人数			4	3	9	4	9	8	5	6	4	4	2	1	59
算定日数			23	12	48	19	48	38	27	34	25	26	14	4	318
算定内訳	肺　炎	人　数	3	2	4	2	3	3	3	2	2	1			25
		日　数	16	5	25	10	18	18	15	13	13	7			140
	尿路感染	人　数	1	1	5	2	6	5	2	4	2	3	2	1	34
		日　数	7	7	23	9	30	20	12	21	12	19	14	4	178
	帯状疱疹	人　数													
		日　数													